

山梨県アライグマ防除実施計画（案）の概要

概要

計画策定の背景

- 平成19年度以降県内全域でアライグマの生息確認調査を行ったところ県内広範囲で生息等の情報が報告された。家庭侵入による生活環境被害、農業被害の痕跡が増加してきている。
- 平成21年度には、アライグマは天敵がなく雑食性で強い繁殖力を持っているため、このままでは、急激に個体数が増加し、農作物被害、生活環境被害や生態系への被害が急速に拡大するおそれがある。

特定外来生物の種類

アライグマ・カニクイアライグマ

防除を行う区域

山梨県内全域

防除を行う期間

国の確認を得た日から、5年を経過する日の属する年度の末日まで

防除の目標

- 生息数の低減を図り、農作物被害、生活環境被害、生態系被害を防止することを当面の目標とする。
- 最終的には、野外からの完全排除を目標とする。

【地域別目標設定】

- ①重点対応地 (アライグマの生息が確認されており、既にアライグマが定着しているまたは定着している可能性が高い市町村)
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、道志村、鳴沢村、富士河口湖町
→ 計画的に徹底した捕獲を実施し、地域からアライグマを排除することを旨とする。
- ②要注意地域 (アライグマが生息していないまたはほとんどいないと推定される市町村)
(1)重点対応地域以外の市町村
→ 目撃情報や被害情報があった場合は、速やかに捕獲を実施し、野外への定着を防ぐことを目指す。

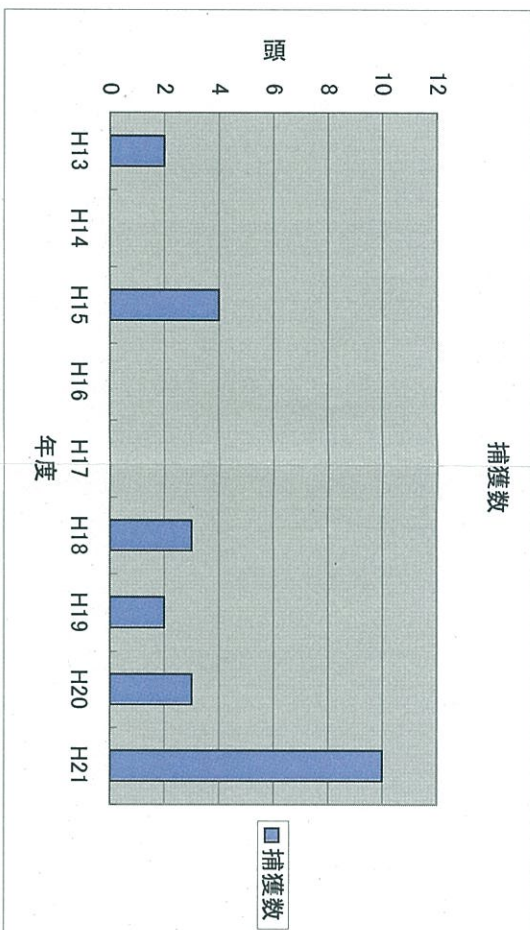
防除の方法

- 【捕獲の方法】
 - 原則として「はこわな」を使用する。
 - ※ はこわなどは、箱の中に獣が入り込んで餌をくわえて引いたりすると、出入りが半自動的に閉まることにより、獣を閉じこめて捕獲するわなのことである。
- 【実施体制】
 - (県の役割)
 - 捕獲従事者等のための講習会を開催する。
 - 生息状況等のモニタリング、科学的なデータの収集を行う。
 - 防除実施計画の進捗管理、市町村の取り組みに対する支援を行う。
 - (市町村の役割)
 - 捕獲班を編成し、捕獲（運搬を含む）を実施する。
 - 捕獲個体の処分
 - 動物福祉及び公衆衛生に配慮し出来る限り苦痛を与えない方法で、県が原則処分する。
 - 処分個体は、市町村が持ち帰り、原則焼却処分する。

その他実施に関する事項

- 【合意形成等】
 - 防除を行う地域住民、土地所有者、施設管理者等との調整及び合意形成に努める。
 - 連絡協議会を設置する。
- 【普及啓発】
 - 県のホームページを有効に活用する。
 - 被害対策等のパンフレットを作成する。
 - 【進捗管理】
 - モニタリング結果による計画の見直しを実施する。

本県における捕獲状況



本県における生息分布状況

